

郡山市監査委員告示第3号

郡山市監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月6日

郡山市監査委員 相 樂 靖 久
郡山市監査委員 三 部 夕 貴
郡山市監査委員 廣 田 耕 一
郡山市監査委員 山 根 悟

郡山市監査委員規程の一部を改正する規程

郡山市監査委員規程（昭和40年郡山市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第10条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは第34条において準用する<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があった場合は、監査委員は、当該請求又は要求があった日から7日以内に監査に着手するものとする。 （賠償責任の免除等に対する意見） 第12条 法第242条第10項の規定による損害賠償請求等を放棄する場合、<u>法第243条の2の8第2項</u>の規定による損害賠償責任の一部免責についての条例を制定し、若しくは改廃する場合又は<u>法第243条の2の9第8項後段</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による賠償責任を免除する場合に対する意見は、当該意見を求められた日から30日以内に議会又は市長等に提出するものとする。	（請求又は要求による監査） 第10条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは第34条において準用する<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求があった場合は、監査委員は、当該請求又は要求があった日から7日以内に監査に着手するものとする。 （賠償責任の免除等に対する意見） 第12条 法第242条第10項の規定による損害賠償請求等を放棄する場合、<u>法第243条の2の7第2項</u>の規定による損害賠償責任の一部免責についての条例を制定し、若しくは改廃する場合又は<u>法第243条の2の8第8項後段</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による賠償責任を免除する場合に対する意見は、当該意見を求められた日から30日以内に議会又は市長等に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。